**平成２２年（フ）第２７６号**
千葉県山武郡芝山町新井田新田245番地10
債務者　堀田　健一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第３６６５号**
札幌市清田区北野６条２丁目７番12号　パナハイツアルファ北野102号
債務者　佐々木勝義
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３６９８号**
札幌市西区二十四軒２条４丁目６番23―1002号
債務者　澤田　美江
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４１３８号**
札幌市西区八軒３条西２丁目１番３号　三条マンション102号
債務者　分里　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４０号**
札幌市東区北41条東14丁目３番５号　藤枝ハイツＡ202号
債務者　国本武夫こと　李　　永植
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９６号**
札幌市西区発寒10条４丁目５番９号
債務者　和多田マリ子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７９７号**
岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字中屋敷１番地60
債務者　長山　昌央
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第７号**
盛岡市西仙北２丁目23番12号　レオパレスＹＴ中島204号、旧住所盛岡市桜台３丁目１番１号
債務者　常松　理沙（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第５５２号**
埼玉県羽生市大字藤井上組1150番地６
債務者　西村　信雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第５５５号**
埼玉県熊谷市佐谷田3215番地
債務者　小谷野朋子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第１５号**
埼玉県東松山市松葉町２丁目９番２号　ゼフィルスタカシマ105号
債務者　三浦　　亨
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２９号**
埼玉県東松山市松山町１丁目13番62号
債務者　岩田　典子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３６号**
埼玉県深谷市東方3731番地１　オーベル籠原703号
債務者　稲村　利雄
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３７号**
埼玉県深谷市東方3731番地１　オーベル籠原703号
債務者　稲村　京子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第２７４号**
千葉県山武市松尾町武野里240番地６
債務者　伊藤香代子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２８２号**
千葉県山武郡横芝光町木戸9480番地
債務者　椎名　芳春
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第１２７号**
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1377番地159
債務者　北澤　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２２年（フ）第１３３号**
新潟県燕市分水学校町２丁目９番16号　平原荘２号室、前住所新潟県燕市井土巻４丁目37番地　シャルムＩＣ棟101号
債務者　服部　直樹
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
新潟地方裁判所三条支部